

離婚，死別，未婚等により，18歳までの子を監護するひとり親世帯の方への臨時特別給付金について

对于因离婚，丧亲，未婚等原因单独抚养未满18岁子女的单亲家庭提供临时特别补助金。

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて，収入が低下した等により生活に困難を抱えるひとり親世帯のかたへ申請により臨時特別給付金が支給されます。

对于由于新冠病毒影响而导致收入减少，生活困难的单亲家庭，可以通过申请获得临时特别补助金。

対象者

離婚，死別，未婚等により父または母が不在の子を監護するひとり親または養育者

対象者

因离婚，丧亲，未婚等原因而父亲或母亲不在的单亲父母或者抚养者。

対象児童

18歳（年齢到達後の最初の3月31日まで含む。また，障害をお持ちのお子さんで特別児童扶養手当受給対象となっているかたは20歳）までの子

対象児童

18岁以下的儿童（包括达到年龄后的第一个3月31日以前。此外，有资格获得特殊儿童抚养津贴的残疾儿童为20岁以下）

申請

① 児童扶養手当受給中のかた

基本給付は申請が不要です。令和2年8月3日に振込済みです。

新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少している場合には、申請により追加で給付金が支給されます。児童扶養手当を受給中のかたには、7月21日発送で個別に申請書を送付済みです。

② 児童扶養手当を受給していないかた

新型コロナウイルス感染症の影響で収入が一定額未満となっている場合には、申請により給付金が支給されます。

申請

① 正在领取儿童抚养补助的人

基本给付金不需要申请。已于令和2年8月3日汇出。

由于新冠病毒感染的影响而导致收入下降的，可以通过申请领取追加的补助金。对于正在领取儿童抚养补助者，已于7月21日分别寄出了申请书。

② 没有领取儿童抚养补助者

受新型冠状病毒影响收入未达到一定金额的，可以通过申请领取补助金。

申請期限

令和3年2月26日（金）

申請期限

令和3年2月26日（周五）

各言語での案内チラシが厚生労働省のホームページに掲載されています。ここから確認してください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11456.html

該当するかたは、こども福祉課にご相談ください

每种语言的信息传单都刊载在厚生劳动省网站上。请点击这里确认。符合条件者，请咨询儿童福祉科。